

選定基準及び各事業者採点結果

審査項目	審査内容	配点	委員会 選定候補者	B事業者
市民の平等利用及びサービスの向上が 図られるものであるか (手続条例第5条第1号)	経営方針が施設の目的等に合致していること	10	8.6	7.6
	市民の平等利用を確保することができること	5	4.4	3.2
事業計画書の内容が、施設の効用を 最大限に発揮するとともに管理経費の 縮減が図られるものであるか (手続条例第5条第2号)	事業内容の具体性、実現可能性、持続性	10	8.2	5.8
	事業内容の独創性、積極性	10	8.4	6.6
	設置目的と業務内容との適合性	5	4.6	3
	利用促進のための方策	5	4.2	2.8
事業計画書に沿った管理を安定して 行う物的能力、人的能力を有している か (手続条例第5条第3号)	団体の活動理念、活動目標	5	4.4	4
	団体の安定性及び信頼性 (財務状況、資産、収支計画等)	10	8.2	5.6
	人員の配置と職員的能力、 人材育成に関する考え方	10	8.4	5.4
	地域との連携について	10	9.4	6
	法人の市民公益活動事業に関する活動実績	5	4.4	2.8
その他施設の設置の目的を達成するた めに十分な能力を有しているか (手続条例第5条第4号)	防災、事故防止、緊急時の対応など、 利用者の安全のための方策があること	10	9	4.8
	個人情報保護及び情報公開が適正に行われること	5	4.4	3
合計		100	86.6	60.6

※得点数は各委員の採点結果の平均点

■点数の目安	10点満点	5点満点
極めて優れている	10	5
優れている	8	4
普通・特に問題はない	6	3
やや劣っている・やや問題がある	4	2
劣っている・問題がある	2	1

※中間点を認める。（例：10点満点中の9点、7点等）

満点	100
基準点	60